

令和3年5月18日

高齢者施設 施設長各位

東大阪市 福祉部長

新型コロナウイルス感染者等対応事業所登録制度の情報提供について（依頼）

平素は本市高齢福祉行政へのご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、大阪府内では、新型コロナウイルス感染者の増加により、府内の医療機関の医療病床がひっ迫していることから、在宅の要介護高齢者等が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合でも、自宅療養や自宅待機を余儀なくされる状況にあります（以下「自宅療養者等」という。）。

本市では、自宅療養者等への最低限度の介護サービス等の提供が必要であることから、自宅療養者等へのサービス提供を行う意思のある事業者を登録して管理し、居宅介護支援事業者等に情報提供を行う制度を運用することとなりました。これに伴って、当該制度を理解いただいたうえ、登録いただける事業者を募集いたします。

事業者の募集にあたっては、まずは高齢者施設に併設されている居宅サービス事業者等を対象として募集したいと考えておりますので、大変お手数ですが、貴施設より併設されている事業者へ情報を提供いただきたく、別添資料の提供にご協力ください。

なお、高齢者施設併設以外の事業者を対象とする募集については、今後の新型コロナウイルスの感染状況や医療病床の状況を勘案して検討します。

東大阪市福祉部

高齢者施設等新型コロナウイルスワクチン接種支援チーム

（電話） 06-4309-3005

（FAX） 06-4309-3815

e-mail [fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp)

《別添資料》

令和3年5月18日

居宅サービス事業者等管理者 各位

東大阪市 福祉部長

新型コロナウイルス感染者等対応事業所登録制度への登録について（依頼）

平素は本市高齢福祉行政へのご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、大阪府内では、新型コロナウイルス感染者の増加により、府内の医療機関の医療病床がひっ迫していることから、在宅の要介護高齢者等が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合でも、自宅療養や自宅待機を余儀なくされる状況にあります（以下「自宅療養者等」という。）。

本市では、自宅療養者等への最低限度の介護サービス等の提供が必要であることから、自宅療養者等へのサービス提供を行う意思のある事業者を登録して管理し、居宅介護支援事業者等に情報提供を行う制度を運用することとなりました。これに伴って、下記にお示しする当該制度の内容を理解いただいたうえ、登録いただける事業者を募集いたします。

事業者の募集にあたっては、まずは高齢者施設に併設されている居宅サービス事業者等を対象として募集いたしますので、事業者登録についてご検討いただきますようお願いいたします。

なお、高齢者施設に併設していない事業者への登録の募集については、今後の新型コロナウイルスの感染状況や府内医療機関の医療病床の状況を勘案して検討いたします。

## 記

### 1. 事業内容

自宅療養者等に直接接し、居宅サービス等の提供を行う意向のある従事者が在籍する事業者の情報を市で登録、管理した上で、当該従事者等に対して新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種を優先して行います。そして管理する情報は必要に応じて本市から居宅介護支援事業者等に提供を行いますので、その情報を基に、居宅介護支援事業者等から事業者に対してサービス提供について相談が行われるものです。

### 2. 居宅サービス等の範囲

介護保険法に規定する居宅サービス等を現に実施している、もしくは実施が可能な事業者で、その範囲は以下のとおりとします。

#### 居宅サービス等の対象事業※

- |   |
|---|
| (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問リハビリテーション (4) 訪問看護<br>(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (6) 夜間対応型訪問介護<br>(7) 居宅療養管理指導 (8) 通所介護 (9) 地域密着型通所介護<br>(10) 療養通所介護 (11) 認知症対応型通所介護 (12) 通所リハビリテーション<br>(13) 短期入所生活介護 (14) 短期入所療養介護 (15) 小規模多機能型居宅介護<br>(16) 看護小規模多機能型居宅介護 (17) 福祉用具貸与 (18) 居宅介護支援 |
|---|

※訪問系、多機能系サービスについては訪問サービスの提供を、通所系サービスについては訪問系サービスへの切り替えによる訪問系サービスの提供を、短期入所系、多機能系サービスについては、短期入所中の感染者等が帰宅できない場合のサービス提供を行う場合に、当該制度の対象とします。

なお、居宅サービス等には、各介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を含むものとします。

### 3 事業者の登録

#### (1) 登録までのスキームについて

事業者の登録は以下の手順にて行います。

- ① 事業者は様式1「説明文書」を使用して、従事者に対し登録制度の説明や登録等の相談を行ったうえで、事業者内で、『自宅療養者等に直接接し、介護サービス等の提供を行う意思』を有する従事者を把握してください。
- ② ①にて把握した情報を事業者内で取りまとめ、様式3「登録様式」に必要事項を記載して、本市に提出してください。
- ③ 本市にて登録様式を受理して保管します。

#### (2) 登録様式の提出について

様式3「登録様式」の提出は『福祉部高齢者施設等新型コロナウイルスワクチン接種支援チーム』までお願いします。なお、提出はメールにて次のアドレスに送付ください。

[fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp)

また、送信の際のメールのタイトルは『【併設高齢者施設名称】 新型コロナ対応事業所の登録』としてください。

#### 4 登録リストの活用について

本市では登録いただいた情報を以下の事項にて活用します。

- ① 居宅介護支援事業所等からの特定の事業者の登録状況の照会に対する回答
- ② 居宅介護支援事業所等へ登録されている事業者の紹介
- ③ 居宅介護支援事業所等からの求めがあった場合の登録リスト情報の提供

また、本市から事業者に対して、自宅療養者等への対応状況等を照会する場合があります。

#### 5 従事者の優先接種について

『自宅療養者等に直接接し、介護サービス等の提供を行う意思』を有する従事者は「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発 0128 号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）（以下「通知」という。）別紙に規定する高齢者施設の従事者とみなし、優先接種の対象としますので以下の方法によりワクチン接種を行ってください。

##### （1）高齢者への接種に次ぐ優先順位でのワクチン接種

- ① 登録した従事者が優先接種を希望する場合に、事業者は従事者に対して様式5「証明書」を作成し、交付してください。
- ② 交付を受けた従事者は、証明書とともに、住民票所在地市町村から送付された接種券※を持参して、原則、住民票所在地の市町村の接種実施医療機関で接種を受けてください。

※接種券は従事者の住民票所在地市町村が作成して住民票所在地に送付されます。

現在、高齢者への接種を行っていますが、高齢者への接種に一定の目処がついた時点で、その他の対象者へ接種券が送付される予定です。そこから高齢者以外の方の接種（以下「一般接種」という。）が始まります。

高齢者施設の従事者は一般接種の際に証明書を提示することで、一般接種のなかで優先的に接種を受けることができます。

##### （2）高齢者施設内で入所者と同時に接種する特例接種の対象としてのワクチン接種

『（1）高齢者への接種に次ぐ優先順位でのワクチン接種』によらず、事業者が、以下の高齢者施設に併設されている場合には、高齢者施設にて入所者等に接種する際に、居宅サ

ービス事業者等の従事者に対しても接種順位の特例を適用して接種（以下「特例接種」という。）することが可能です。

特例接種には高齢者施設従事者と同様に、本市が作成する「接種券付き予診票」が必要となります。「接種券付き予診票」の作成方法については、『高齢者施設従事者向けワクチン接種マニュアル』を参照ください。

なお、「接種券付き予診票」は施設内でワクチンを接種を希望する入所者数を上回らない数まで作成可能としていますので、併設する高齢者施設に相談のうえ、本市に作成を依頼してください。

※訪問看護事業者の従事者は医療従事者として優先接種の対象となります。すでに大阪府に医療従事者として登録している場合は、医療従事者として優先接種を受けてください。

#### ○高齢者施設

施設種別	対象施設
介護保険施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
居住系介護サービス	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
老人福祉法による施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
高齢者住まい法による住宅	サービス付き高齢者向け住宅

東大阪市福祉部  
高齢者施設等新型コロナウイルスワクチン接種支援チーム  
(電話) 06-4309-3005  
(FAX) 06-4309-3815  
e-mail [fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp)